九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

「世間」における「部落民」に対する差別理由の多様性と偏在性

羽江, 源太
九州大学大学院人間環境学研究科 : 博士後期課程 : 差別問題, 社会意識論

https://doi.org/10.15017/930

出版情報：人間科学共生社会学. 1, pp.81-101, 2001-02-16. 九州大学大学院人間環境学研究院
バージョン：
権利関係：

「世間」における「部落民」に対する差別理由の多様性と偏在性

羽　江　源・太

要　旨

被差別部落で生活する人々をはじめ、部落問題に関わる人々の悩みのひとつに、「部落民はどういう理由で差別されているのか」という悩みがある。こうした悩みの原因に関してひとつの仮説を提示したい。その際、アイデンティティポリティクス論および野口道彦の「部落民」の定義に関する議論を検討することで、阿部謹也の「世間」論に着目する。本稿では「世間」を日本人の思考や行動の準拠枠と解釈し、「世間」に備わっている部落差別の理由のあり方について、福岡県南の二つの自治体住民に対する量的調査の結果について分析する。それによって明らかにするのは以下の点である。すなわち、1）部落差別の理由は、部落差別独自の理由といえないようなものとして「世間」に備わっている。2)そうした理由は「世間」に多様なかたちで存在している。3）部落差別の理由には多くの「世間」に備わっているものとそうでないものがあり、全ての「世間」が同一の理由を備えているわけではない。4)こうした多様性と偏在性は、歴史的社会的に変化する、ということである。こうした「あり方」が、部落問題に関わる人々に、「部落」というレッテルとそこから一歩踏み込んだ差別理由との整合性、差別理由の妥当性を検討することを余儀なくさせている、というのがここで示そうとする仮説である。

キーワード：「世間」、部落差別、差別理由の多様性と偏在性

1．はじめに

被差別部落での聞き取りのなかで、「自分達が部落の人間だから差別される、というけど、どうして部落の人間だったら差別されるのか、そもそも部落って、どのような理由で差別されているのか」というある青年の語りに出会った。ここ数年、「部落民とは何か」とか「部落民とは誰か」といったタイトルの出版物が多く見られることを踏まえると、青年の問いかけは、彼一人の悩みではなく、部落問題に関わる多くの人々にとって共有されている悩みと考えてよ

さそうである。

本稿では、こうした問題に直接的に回答を提出するのではなく、むしろこうした問題が発生する原因について考えていく。その際、部落差別を阿部謹也によって示された「世間」(阿部1995)において起こっていることと位置づけ、「世間」に備わっている部落差別の理由のあり方を先の問題の発生する原因のひとつとして仮説的に提示したい。

2．先行研究の検討

2.1　アイデンティティポリティクス論では取り扱えない問題

いわゆるマイノリティのアイデンティティに焦点を当てる社会学の理論にアイデンティティポリティクス論があり、これは部落民アイデンティティの研究にも応用されている(倉石 1996、西田 1992、八木 2000)。部落民はどういう理由で他から区別されるのか、という問題は、部落民と見なされうる人々にとっては、「自分とは何者か」という定義をめぐる他者とのせめぎあいの問題でありアイデンティティの問題と言ってよい。にもかかわらず、この問題は、こうした理論では充分に扱うことができない。というのも、アイデンティティポリティクス論では、あくまでも「部落民」というカテゴリーをめぐる政治が問題にされるに留まるからである。別の言い方をしよう。倉石一郎によると、アイデンティティポリティクス論において言うアイデンティティとは次のように説明される。「権力関係が発動する場面で使われる『お前は○○だ』という他者同定に服し、○○という社会的カテゴリーが自分の根幹であることが自明になった状態」とされる(1996：146)。引用部分の○○に「部落民」という単語を挿入すればよいのであるが、ここでは、部落差別をされる側にとって問題なのは、自分が「部落民」であるかどうか、あるいは自分は「部落民」であるべきか否か、にとどまる。このため「どうして自分は部落民として他の人から差別されるのか」という問題自体は、その射程には含まれていないのである。逆に言えば、アイデンティティポリティクスに参加できるのは、「どうして自分は部落民として他の人から区別されるのか」という問題、すなわち「部落民」と「非部落民」の区別の問題を何らかのかたちで処理できた人々に限られるということになる。冒頭で触れたように、「部落民はどういう理由で差別されるのか」ということが部落問題に関わる多くの人々にとって問題になっているとすれば、アイデンティティポリティクス論からのアプローチは、現実のかなりの部分を見落としているということもできよう。

2.2 「差別者―被差別者」という枠組みから見えてきた「世間」

では「部落民はどういう理由で差別されるのか」という問題の原因を扱うにはどのようなアプローチが妥当なのか。次に部落民はどのように定義できるかという問題について、「差別者―被差別者」という枠組みからアプローチする野口道彦の議論を見ていくことにする。野口は1986年に出版された『部落問題事典』において「部落民」の項を担当し、2000年に出版された

『部落問題のパラダイム転換』において改めて「部落（民）」とは何か、という議論を展開している。以下、『部落問題のパラダイム転換』における「部落民はどういう理由で差別されるのか」という問題の原因に関係するいくつかの重要な指摘をフォローしていくことにする。『部落問題のパラダイム転換』それ自体は、「部落民はどのように定義できるか」という問題を追求することで「部落民」の定義のオルタナティブを提示することがめざされている。このため、「部落民はどういう理由で差別されるのか」という問題の原因の探求が主たる目的とされているわけではない。しかし、野口は「部落民はどのように定義できるか」という問題が内包する問題として、「部落民はどういう理由で差別されるのか」という問題に言及している。

野口によれば、部落人口の流動性の拡大、部落外との通婚の増加といった実態的な変化が、部落民とそうでない者とを分ける境界線を曖昧にした(2000：26-34)。こうした現状認識が、野口が部落民の定義を検討していく際の背景にあり、近年の部落民とは何かという議論の盛り上がりの背景にもあるとされる(2000：6)。

野口は1986年に出版された『部落問題事典』の「部落民」の項でも、『部落問題のパラダイム転換』においても、部落民とは、客観的な一元化された指標によって区別できるような「実態概念ではなく関係概念である」(1986：794、2000：18)ということを強調している。このことを明らかにするために彼が戦略的にとった足場が「差別・被差別という関係の磁場において『部落民』は存在する」という認識である(2000：34)。これによって、差別・被差別関係のどの位置から「部落民」を定義するのかが問題とされることとなる。野口は定義の主体として、行政機関、差別者そして部落民の３者をあげ、それぞれによってなされる定義を指摘する。

このうちまず重要なのは、差別者の定義を議論するなかで指摘されている、以下の点である。第１に、差別者にとっては、例えば、近世身分との血縁的系譜関係や、同和地区に住んでいるとか、屠場労働者であるといった、「『部落民』と見なされるようなシンボルをもった人」が「部落民」である、という指摘である(2000：39)。これは、部落差別の手掛かりとしてのシンボルの多様性の指摘である。部落差別の実態を研究することの中からしか見出せない貴重な指摘であろう。差別者にとって、差別する相手が、例えば、近世身分との血縁的系譜関係をもっている、あるいは屠場労働者であるといったことが、相手を「部落民」と見なす際の根拠であると同時に、それがそのまま相手を部落民として差別する理由になるということである。こうした指摘は、アイデンティティポリティクス論に見られるような、例えば「身体の障害の有無によって身体障害者は特定される」ということとパラレルに「部落民か否かによって部落民は特定される」という認識からは導き出せまい。第２に、「世間で『それらしい』と見なされる人が、避ける対象とされてしまう。」という指摘である(2000：37)。差別者が部落差別をおこなう際に準拠しているのが世間であり、相手が「真の」部落民であるという「客観的」な確証はない、という指摘である。これも、部落差別の実態を研究することの中からしか見出せない貴重な指摘であろう。ただし、野口は、差別者が相手を「部落民」として差別するときの手掛かりとされている「シンボル」をシンボルとして、また「シンボル」を部落差別の理由として成り立た

せているのが世間であるというところまでは議論を展開できていない。これは野口が差別者による定義として考察を展開していることによる限界であろう。彼は差別者が部落民を特定する手掛かりは世間に備わっていると指摘する一方で、「差別者にとって『部落民』とは忌避すべきだと主観的に認識した人であって、客観的な根拠に基づいているものではない。差別者による定義は本質的に恣意的である。」(2000：37)というように、あたかも差別者が自分以外の他者と無関係にフリーハンドで部落民を作り上げることができるかのような指摘もしているのである。

もう一点は、部落民自身による定義には「受動的に『部落民』と意識させられたものと、能動的に自らを『部落民』として選び取ったものとの二通りある」(2000：39)とされるうちの前者に関する考察である。野口によれば「受動的な『部落民』概念の根幹をなすのは、遠ざけるような冷ややかなまなざしで『違う』と見られている存在として自己認識されることである。」この『違う』と見られることには、例えば生活水準や職種など実態的な差異を伴うこともある、とされる(2000：40)。つまり「冷ややかなまなざしを受けた」人が自分あるいは部落民を、例えば「貧しさ故に差別される」存在、あるいは「仕事を理由に差別される」存在として理解する可能性が指摘されている。この点は、先に指摘された差別者が見出す「手掛かり」、あるいは部落差別の理由の多様性と同様にアイデンティティポリティクス論ではアプローチできない点であり、部落民の自己認識の多様なあり方を示すものとして重要である。

そのうえで、「部落民はどうして違うように見られるのか」という悩みが発生する原因として、野口は目立った差異がないということを指摘している(2000：40)。しかし、被差別部落には、例えば、‘由緒ある剣士が病に倒れて、居着いたところから自分達の部落は始まっている’など、自分達を部落民であると自認している人々が実態的な差異とは無関係に、さまざまな伝承を自らを他者と区別する根拠としているケースが存在する。こうしたことを踏まえるとき、実態的な差異の有無が、部落民の自己認識を安定させたり混乱させたりする、というのは不正確であると言わざるを得ない。そもそも自己認識が他者との相互作用のなかで生成されるものであるとするならば、部落民の自己認識の安定性とは、認識が共有されている度合いに影響されると考えるべきであろう。それは、部落民と非部落民という極度に抽象化された関係における認識の一致ということではない。ある部落民の自己認識が、直接対面する自分以外の個別具体的な他者、そしてそうした他者の認識にも影響を与える「社会意識」としての部落民認識とどの程度一致しているか、という問題ではないだろうか。

要約すると、野口の指摘のなかで重要な点は、まず、差別者が部落民を作り出す手掛かり、および部落民が差別されている「違い」として見出す差異には多様性があるということである。それと共に、差別者、部落民それぞれにとっての手掛かりや「違い」を成り立たせているのが何か、という問題に対して、不十分ながら、差別者が部落差別をおこなう際に準拠しているのが世間であるという指摘をおこなった点である。

さて、野口は、部落民とは「実態概念ではなく関係概念である」ということを明らかにするた

めに、差別者、部落民自身、そしてここでは取り上げなかった行政機関による部落民の定義を指摘しているのであるが、それは果たしてどの程度まで成功しているのか。「実態概念ではなく関係概念である」ということの本意は、ある人物が、ある状況において「部落民」にされたり、あるいは差別者になったりするのは、その状況を構成している関係性に依存している、ということであろう。これまで見てきたように、「部落民」の定義主体をわけて考えることで、差別者と部落民自身による「部落民」の定義にズレがあること、また、差別者が部落民を作り出す手掛かりと部落差別の理由、および部落民自身が自分を差別される存在として見出す際の理由には多様性があるということは指摘された。しかし、差別者、部落民それぞれにとっての手掛かりや「違い」そして部落差別の理由を成り立たせているのが何か、という問題は積み残されたままである。これこそが、野口の言う「差別・被差別という関係の磁場」であるはずである。けれどもこの「磁場」が何であるか、また、そのあり方は充分議論されておらず、結局、差別者と部落民という関係性それ自体は、なにものにも影響されない自立的な関係という意味で、依然として固定されたままだと言わざるを得ない。

けれども、野口はこの関係性が何によって規定されているのかということについて一つの手掛かりを残した。それが、差別者が部落差別をおこなう際に準拠しているのが世間であるという指摘である。この指摘を、部落民の側にまで敷衍することはできないだろうか。

というのは、日本に生きる人々の思考様式や行動様式を考察するためには、「世間」を相対化し顕在化する必要があると説いた阿部謹也が、その著書『「世間」とは何か』において、「私達は皆いつも世間の目を気にして生きている」（1995：15）と指摘しているからである。つまり、部落差別は、まさに日本にある差別であり、野口の言う差別者も部落民もいずれも日本に生きる人々だからである。

阿部によれば「世間は個人の意志によってつくられ、個人の意志でそのあり方も決まるとは考えられていない。世間は所与と見なされているのである」（1995：14）とされる。この指摘に従えば、野口が議論を充分におこなわずにいた、差別者にとっての部落差別をおこなう際の手掛かりや部落差別の理由を成り立たせているのが「世間」であるということ、それと共に、部落民の自己認識に影響を与えているのも「世間」であるということになる。さらに、野口の、差別者が部落差別をおこなう際に準拠しているのが世間であるという一方でおこなった、差別者が自分以外の他者と無関係にフリーハンドで部落民を作り上げることができる、というような混乱した指摘も整理できる。あたかもフリーハンドで部落民を特定しているようであっても、「世間」によって定められた限界があると考えることができるのである。

つまり、われわれは、「世間」の枠の中で「世間」を参照しているから部落差別をおこなってしまうのであり、自分自身も含めて誰が部落民にされるかは、「世間」によって決まっているということである。そうすると、差別者・被差別者という枠組みにこだわらなくても、部落差別をする際の「手掛かり」を手掛かりとして、あるいは部落民の自己認識を与える「違い」を違いとして成り立たせている、「世間」に備わっている部落差別の理由のあり方を直接問えば

よいということになる。これによって、部落民を文字通りの意味で関係概念として位置づけることができ、「世間」に備わっている部落差別の理由のあり方の変化や相違によって、どのような人々が部落民、あるいは差別者とされるのかが変化したり、異なったりすることを捉えることができるのではないだろうか。そして、このことは、冒頭で述べた「部落民はどういう理由で差別されるのか」という問題の原因を問うことに他ならないのである。つまり、部落民として自認した人物であってもなお、「部落民はどういう理由で差別されるのか」という問題を抱えなければならないのは、彼に影響を与えている「世間」における部落差別の理由のあり方が変化することによる混乱が一因ではないか、と考えられるのである。

3．歴史的社会的背景をもつ「世間」に備わる部落差別の理由の多様性と偏在性

では、われわれの「世間」には、どのような部落差別の理由がどのように存在しているのか。

差別者にとっての部落民を作り出す「手掛かり」や部落差別の理由、および部落民の差別される存在としての自己認識には多様性があるという野口の指摘を踏まえると次のように考えられる。まず、部落差別の理由は、例えば貧困や民族などそれ自身では部落差別の理由とは言えないような「部落民だから」という理由から一歩踏み込んだかたちで存在しており、第2に、それぞれの「世間」ごとに異なる部落差別の理由が存在する、ということが考えられる。換言すると、部落差別の理由には、それぞれの「世間」に応じた多様性があるということである。この仮説は、「世間」そのものにある種の多様性があるということを前提にしているが、これは次の阿部の指摘に依拠したものである。それは「世間は人によってさまざまなかたちを取り、普遍的なかたちで説明することが困難なのである。(阿部 1995：16)」というものである。部落差別の理由の多様性については、筆者自身も聞き取り調査のなかでいくつかのケースを確認している。例えば、「子どもの頃、自分達が差別されるのは自分達が**朝鮮人**だからと思っていた。やっぱり、周辺地域の人たちに比べると肉をよく食べてたから」（現在、地域において部落解放運動の中枢部に位置する人物）という語りに見るように、部落の人々が差別を受けるのは、部落民だから差別されるというよりも、民族が違うから差別されると理解されているケース、あるいは、部落に長く居住しながら、「部落出身者」というレッテルの「受容」を一切語ることなく、自らの人生を**貧困**を根拠にする差別との対峙として位置づけるなかで「**貧乏**しているからと言ってバカにしてはならない」と発せられた語りに見るように、「経済的に」貧しいが故に差別されると理解されているケースなどである。

さらに、部落差別の理由は、一つの「世間」に複数存在するという可能性が考えられる。このことは、部落民はさまざまな手掛かりによって特定されるという野口の指摘が、野口の「世間」の中から発せられた指摘である、ということからも予測できる。そればかりでなく例えば、部落で生活している人の「自分達がなぜ差別されるのか、と考えたとき、**生活の仕方**とか、**経済的な格差**や、**先祖の身分**とか、いろいろ言われるけど結局は部落の人間だからとしか言いよ

うがない。きついのはこの○○というムラを介して自分達が差別されること。結局一人ひとりの個別の努力では自分達に対する差別がなくならないということだ」(先の人物とは別の地域の部落解放運動の中枢部に位置する人物)という語りからも予測されることである。

そして、このような部落差別の理由のあり方は、「世間」の歴史的・社会的な背景に応じて変化し、「世間」ごとにいくつかの差別理由が偏りをもちながら備わっていると考えられる。この点に関しては桜井厚の次の指摘に依拠している。すなわち「ひとつひとつの被差別部落には、差別・被差別という構造的な条件とともに、その地域に特有な生活条件によって育まれた文化があるはずである。被差別部落のていねいな調査をひとつひとつすすめることによって、ひとつひとつの被差別部落に特有な文化、被差別部落に共通な文化などがはっきりするだろう。」というものである(1995：8)。桜井の言う個別の被差別部落の文化と歴史的・社会的背景をもつ「世間」は同じものではないが、個々の被差別部落には歴史的・社会的背景をそなえた特有の文化があるというアイデアは、「世間」は歴史的・社会的に規定されている、というかたちで援用できよう。

以上のような、「世間」に備わっている部落差別の理由の多様性や偏在性、またそれが歴史的・社会的な背景に応じて変化しているということを確かめるために、地域を特定し、そこに生活する住民が、どのような差別理由を聞いたことがあるのかということについて、量的に捉えてみることにした。その場合留意したのは、先にも引用した阿部による次の指摘である。すなわち、「世間は人によってさまざまなかたちを取り、普遍的なかたちで説明することが困難なのである。」という点(1995：16)、および「世間は社会ではなく、自分が加わっている比較的小さな人間関係の環なのである。」というものである(1995：20-21)。この指摘に従えば、ある自治体（市・町・村）Ｘを研究者が恣意的に特定し、そこの住民一人ひとりが認知している部落差別の理由の集積を、そのまま「世間」Ｘに備わる部落差別の理由と単純に考えるわけにはいかないということである。つまり、ある自治体Ｘには、１つ以上、住民の人数以下、の「世間」が含まれているということである。したがってまずは、ある地域の住民ＹにはＹが所属している「世間」Ｙがあると考えておくべきであろう。これをうけて、調査票では、住民に対し、どのような差別理由を聞いたことがあるか、と、伝聞のかたちで問いかけることにした。そうすることで、答える人々の心理的負担を避けるのみならず、人々が伝聞のかたちで受け取っている部落差別の理由こそ、各々の「世間」に備わる差別の理由を映し出すと考えたからである。

そのうえで、住民一人ひとりの「世間」に備わっている部落差別の理由に、多様性と偏在性があるとすれば、住民が認知している差別理由の集積にも多様性と偏在性が認められるのではないかと考えた。

そして、ここでは「世間」に備わっている部落差別の理由を社会的歴史的に規定する一つの要素として、同和問題の学習経験を取り上げることにした。同和教育の場では、社会に部落差別があるということを顕在化させる際に、部落差別の理由を開示する営みがときに伴う。これを通じて、「世間」に備わっている部落差別の理由が変容するのではないかと考えたからである。

以下、二つの地域における実際の調査結果を提示する。申し添えておくと、ここで二つの地域の調査結果を提示したのは、両地域の結果の比較を目的としたからではない。むしろ、歴史的社会的背景の異なる地域においても先の特徴が共通して認められる、ということを示すためである。

4．調査と分析の方法

調査対象地域は、福岡県南地域の久留米市と山門郡山川町である。

久留米市は人口233,795人(1999.12.1現在)の福岡県南中核都市である。久留米市には、大小7つの同和地区が存在し、加えて6つの未指定の小規模部落があるといわれている。また、水平社運動に連なる部落解放運動の歴史をもつ地域である。また、1970年代に同和教育研究協議会が発足していることなどから、次に紹介する山川町と比べると同和教育も比較的早期に始まった地域と言える。

山川町は人口6061人(1998.10.1現在)の山付きの農村である。久留米市とは距離にすると最短で10km 程度離れたところに位置する。山川町の周辺の地域は、久留米市を中心とする部落解放運動の影響や三井三池の労働運動の影響、また自治体によっては同和地区が含まれるところがあるなどといったことによって、同和教育が一定程度定着していると言われている。これに対し、山川町には、同和地区がなく、久留米市で見られるような部落解放運動の歴史はない。山川町は“同和地区が存在しない地域でも同和教育の取り組みを”という要請を迫られるなかで、同和教育研究協議会を今から4年前に発足したばかりである。こうしたことから山川町は県南地域の同和教育の‘陥没地帯’と評されることがある、そうした地域である。

両地域のこうした特徴は、**表1**[1)]に示されるように、回答者にしめる同和教育経験者の割合が久留米市のほうが高くなっていることからも伺うことができる。また**グラフ1**に示されるように、いずれの地域でも年齢の低下とともに同和教育経験者が増加しているのがわかる。

表1　両地域における同和教育(同和問題学習)経験者の割合

	経験者				未経験者	全体
	学校	両方	社会			(横：%)
【久留米市】	24.2	13.2	21.0	58.4	41.6	100.0
【山川町】	17.9	8.0	17.4	43.3	56.7	100.0

次に、調査の概要であるが、両調査は地域における同和教育のための基礎資料を得るためにおこなわれたものである。そのため調査の形式は、地域の実状によって調査実施期間、回収方法、また調査票の形式においても異なるものとなっている[2)]。調査対象者はいずれの地域でも住民基本台帳に記載された20歳以上の男女であるが、久留米市での調査は1999年に郵送法で実

施され、有効票2103票・有効回答率59.5%、山川町では1998年に留置法で実施され、有効票1096票・有効回答率91.0%となっている[3]。

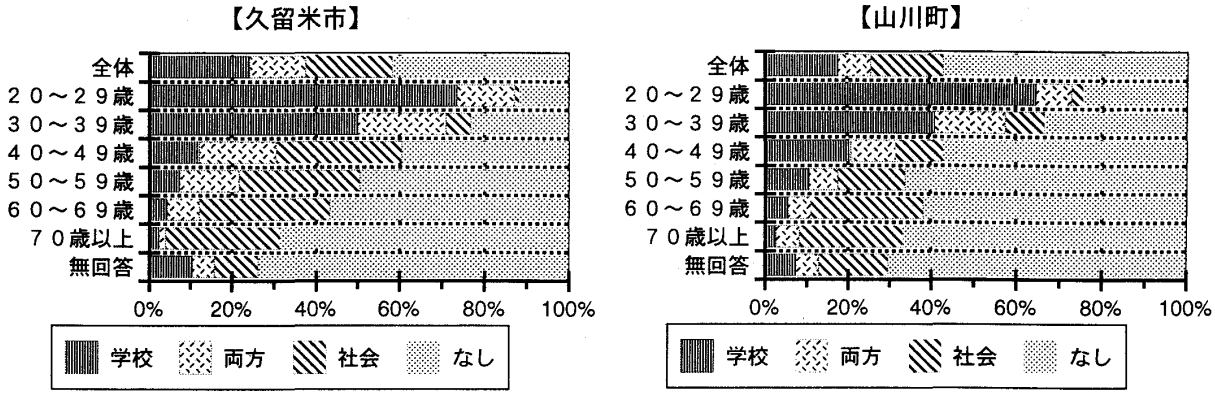

グラフ１　年齢別に見た，同和問題学習(同和教育)経験者の割合

調査票の設計について、まず設問は、‘部落出身者が差別される理由’を伝聞の形式で問うことにした（下の枠参照)。

〈設問の仕方〉

【久留米市】「あなたは、同和地区の人たちが、どうして差別されてきたかということについて、これまでに次のようなことを聞いたことがありますか。(複数回答)」

【山 川 町】「同和地区の人びとが，どんな理由で差別されていると聞いていますか。(複数回答)」

このような設問形式にしたのは、先に述べたとおり、本調査がめざしたのが、「世間」に備わる部落差別の理由の実態把握であり、調査の対象者に部落差別の意志があるかどうかは問題にしていないためである。また、今日、部落差別はしてはいけないこと、差別はあってはならないことという認識が一般化している[4]。これを踏まえた場合、例えば、「部落の人々はなぜ差別されるのでしょうか」と、調査対象者が問われた時に、「私は差別することはもちろんしないけれども、聞いたことがあるのは、○○△△という理由で差別されているらしいですよ。(あるいは、差別されていたらしいですよ)」という回答の仕方が、一般的であろうと予測したためである。

回答の方法は、複数回答形式にして回答項目を設定することにした。回答項目の具体的な文面は、次の枠のとおりである。各設問項目ごとのテーマを要約して示すと、**貧困、秀吉の朝鮮侵略の捕虜子孫、民族・人種の別、穢れ・タブーの侵犯、職業の貴賤、祖先の身分、居住地の別、一揆などの受刑者の子孫、わからない、その他**となる。

【久留米市】**における回答項目の実際**

1．貧しい人たちが集まって出来た**地域だから**
2．豊臣秀吉による朝鮮侵略のときに、加藤清正などが連れてきた朝鮮人捕虜の**子孫だったから**
3．日本人とは違う民族や人種の**人たちだったから**
4．神道や仏教がいう穢(けが)れたことや、してはいけないことをしていた**人びとだったから**
5．人がきらう、あるいはいやがる仕事をしていた**人たちだったから**
6．徳川幕府・藩が、身分が卑(いや)しい人として**あつかったから**
7．農民や町民とは違うところに**住んでいたから**
8．宗教一揆や農民一揆などで罰せられた人々だったから
9．その他（具体的に　　）

【山川町】**における回答項目の実際**

1．貧しい**生活をつづけてきた**人たちが集まって**自然に**できた**ところなので**
2．秀吉による朝鮮侵略の時に、捕虜として連れてこられた朝鮮人の**子孫だから**
3．日本人とはちがう民族、人種の人たち**が集まってできたところだから**
4．神道や仏教などでいう穢れ(けがれ)たことや、してはいけないことを**していたから**
5．人がきらう、あるいはいやがる仕事を**していたから**
6．江戸の幕府や藩が、身分がいやしい人たちとして**あつかったから**
7．百姓、町人などとは別の所に**住んでいたから**
8．その他（具体的に　　）
9．わからない

このように回答項目には、差別理由として、被差別部落の歴史的形成をめぐって問題とされてきた代表的な事柄を取り上げることとした。また、‘部落民は部落(民)だから差別される’あるいは‘差別されるのが部落民だ’という回答項目は設定せず、「その他」として自由に記述できる項目を設けて、設定項目以外の回答の可能性に対応することにした。

なお、久留米市および山川町において設定された回答項目はさまざまな点で異なっている。最も大きく異なる点は、久留米市にある**一揆などの受刑者の子孫**が山川町にはない点、それから、山川町にある**わからない**が久留米市にはない点である。

5．調査結果

それでは調査の結果を見ていくことにする。

5.1 「世間」に備わる部落差別の理由の多様性と偏在性

まず、**グラフ２**にあたる、各地域の回答者に伝聞（認知）されている部落差別の理由の実態を見ていく。総回答者数を100.0％として単純集計したものである。

久留米市では、比率の高いものから順に**職業の貴賤**52.8％、**祖先の身分**39.6％、**貧困**20.9％、**民族・人種の別**19.3％と続いている。また、山川町では、**わからない**32.0％、**職業の貴賤**23.8％、**秀吉の朝鮮侵略の捕虜子孫**22.9％、**民族・人種の別**15.7％と続いている。

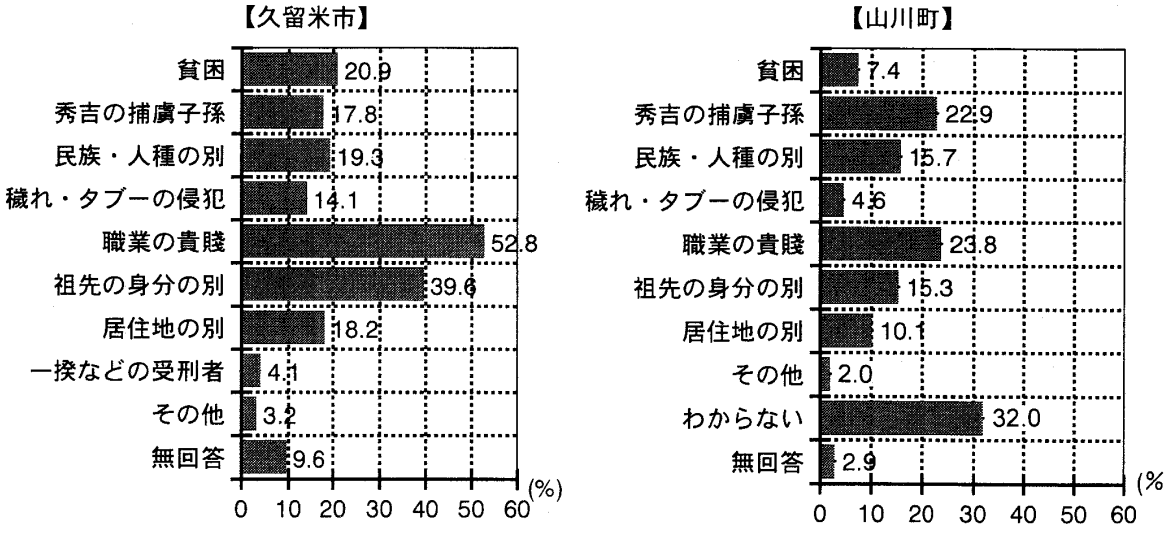

グラフ２　認知されている差別理由（回答者数を100.0％とした単純集計結果）

いずれの地域においても、「部落民だから…」という理由ではなく、一見部落差別の理由とは言えないような差別理由を聞いたことのある人々が存在していることを確認できる。また、結果のとおり回答が一つの項目だけに偏っていない。つまり、地域住民に認知されている差別理由は、回答者の生きている「世間」毎に多様だということである。さらに、回答結果の総和がいずれの地域でも100.0％を超える（久留米市＝190.0％、山川町＝133.8％）一方、無回答も存在することから、「世間」には、差別理由が備わっていないものから異なる複数の差別理由が備わっているものまで存在することが分かる。第４点目として、いずれの地域でも個々の差別理由の認知の度合いはさまざまであることから、多くの「世間」に備わっている差別理由もあれば、少数の「世間」においてのみ備わる差別理由があることがわかる。つまり、「世間」に備わる差別理由には、いくつかの差別理由を中心にした偏在性が認められるのである。なお、

どのような差別理由が良く知られているかは、地域ごとに異なることも明らかになった。

この結果は、私たちが誰と、すなわちどのような「世間」と出会うか、またどのような地域で、すなわちどのような「世間」が集まっているところで生活するかによって、実際に出会う差別理由が異なるということであり、それと同時に、遭遇する確率の高い差別理由と、遭遇する確率の低い差別理由があるということを示唆している。私たち、とりわけ部落民が誰と、すなわちどのような「世間」と出会うか、またどのような地域で、すなわちどのような「世間」が集まっているところで生活するかによって、その人の部落民認識の内実が異なってくることを予測させる結果である。

次に同和教育が、今確認したような実態にどのような影響を及ぼしているのかについて見ていきたい。その際、**表１**に関する注に示した手順で、各種学校、地域あるいは職場のいずれかで同和問題学習の経験があるという回答者を同和教育の経験者とし、いずれでも学習経験が無いという回答者を同和教育の未経験者として、両者を比較しながら考えていく。

5.2　同和教育を通じての、個人が認知している差別理由の多元化

そこでまず**表２**の太枠で囲んだところに示した、経験者、未経験者ごとに、回答項目を複数選択した回答者のしめる比率を見ていくことにする。それによると、久留米市では未経験者(47.5%)＜経験者(62.9%)、山川町では未経験者(15.3%)＜経験者(33.7%)となっている。また、**表３－１、２**の未経験者の欄を見ていただくとわかるのだが、そこに示されるように１人あたりの選択項目数が相対的に少ない未経験者でも、０%の認知率を示した差別理由はなかった。いずれの地域の同和教育の未経験者であっても、そのうちの誰かの「世間」に、回答項目として設定した差別理由が備わっていることを示している。

こうしたことから、地域に多様に存在する差別理由が、各回答者のそれぞれの「世間」に少しずつ備わっている状態から、同和教育を通じて、各回答者のそれぞれの「世間」により多くの差別理由が備わるという多元化の方向へ変化していると考えられる。

表２　同和教育経験別に見た回答項目選択数

	回答項目選択数が１つの人数（総回答者数を100.0%）			回答項目選択数が２つ以上の人数（総回答者数を100.0）		
		経験者（経験者総数を100.0%）	未経験者（未経験者総を100.0%）		経験者（経験者総数を100.0%）	未経験者（未経験者総を100.0%）
久留米市	915 (43.5%)	456 (37.1%)	459 (52.5%)	1188 (56.5%)	772 (62.9%)	416 (47.5%)
山川町	841 (76.7%)	315 (66.3%)	526 (84.7%)	255 (23.3%)	160 (33.7%)	95 (15.3%)

5.3　久留米市と山川町における同和教育経験と個々の差別理由の認知との関連性

ただし、同和教育が、回答項目として設定したそれぞれの差別理由の認知を一様に高めているわけではないようである。それが、**表３－１、２**と**表４－１、２**に示した結果である。**表３－１**と**２**には、経験者数、未経験者数をそれぞれ100.0％としたクロス集計の結果と、経験者と未経験者それぞれにおいて、比率の高いものから順位が示してある。また、**表４－１**と**２**には複数回答形式の各回答項目を単数回答形式に読み替え、各項目ごとに経験者／未経験者との相関をあらわすファイ係数、カイ２乗値、Ｐ値が示してある。

まず、**表３－１**と**２**に示してある順位を見ると、いずれの地域でも経験者と未経験者の間でそれぞれの差別理由がしめる順位に変化が見られる。**表３－１**の久留米市の場合、第１位の**職業の貴賤**と第２位の**祖先の身分の別**には未経験者と経験者との間で順位の変化は見られないが、未経験者で第３位だった**民族・人種の別**は経験者で第５位、未経験者で第４位だった**秀吉の朝鮮侵略の捕虜子孫**は経験者で第６位とそれぞれ順位が下がり、経験者ではこれらに変わって第３位が**貧困**、第４位が**居住地の別**となっている。また、**表３－２**の山川町の場合、未経験者で第１位の**秀吉の朝鮮侵略の捕虜子孫**が経験者では第２位、未経験者で第２位の**民族・人種の別**は経験者で第５位となっており、経験者での第１位は**職業の貴賤**となっている。このことは、経験者の「世間」と未経験者の「世間」において支配的な位置をしめる差別理由にちがいがあることを示している。

また、**表４－１**と**２**に示した各項目ごとに経験者／未経験者との相関を見ると、久留米市では、経験者の認知が有意に高いものとして、**祖先の身分の別、居住地の別、一揆などの受刑者の子孫**(いずれもＰ値＜１％)が認められる。他方、**秀吉の朝鮮侵略の捕虜子孫**と**民族・人種の別**の認知は(いずれもＰ値＜１％)で有意に低くなっている。山川町では(いずれもＰ値＜１％)

表３－１　【久留米市】同和教育経験別に見た、「世間」に備わる部落差別の理由

		全体		未経験者		順位	経験者		順位
回答者数		2103	100.0	875	100.0		1228	100.0	
部落差別の理由	貧困	439	20.9	157	17.9	⑤	282	23.0	③
	秀吉の捕虜子孫	375	17.8	176	20.1	④	199	16.2	⑥
	民族・人種の別	405	19.3	182	20.8	③	223	18.2	⑤
	穢れ・タブーの侵犯	297	14.1	104	11.9	⑦	193	15.7	⑦
	職業の貴賤	1110	52.8	422	48.2	①	688	56.0	①
	祖先の身分の別	833	39.6	236	27.0	②	597	48.6	②
	居住地の別	382	18.2	122	13.9	⑥	260	21.2	④
	一揆などの受刑者	87	4.1	21	2.4	⑧	66	5.4	⑧
	その他	67	3.2	23	2.6		44	3.6	
	不明	201	9.6	131	15.0		70	5.7	

注）順位は、「その他」、「不明」を除いて、比率の高いものから順に番号を振っている。

表３－２　【山川町】同和教育経験別に見た、「世間」に備わる部落差別の理由

		全体		未経験者		順位	経験者		順位
回答者数		1096	100.0	621	100.0		475	100.0	
部落差別の理由	貧困	81	7.4	41	6.6	④	40	8.4	⑥
	秀吉の捕虜子孫	251	22.9	121	19.5	①	130	27.4	②
	民族・人種の別	172	15.7	109	17.6	②	63	13.3	⑤
	穢れ・タブーの侵犯	50	4.6	22	3.5	⑦	28	5.9	⑦
	職業の貴賤	261	23.8	99	15.9	③	162	34.1	①
	祖先の身分の別	168	15.3	44	7.1	⑤	124	26.1	③
	居住地の別	111	10.1	32	5.2	⑥	79	16.6	④
	その他	22	2.0	5	0.8		17	3.6	
	わからない	351	32.0	259	41.7		92	19.4	
	不明	32	2.9	23	3.7		9	1.9	

注）順位は「その他」、「わからない」、「不明」を除いて、比率の高いものから順に番号を振っている。

で、**祖先の身分の別**、**居住地の別**、**職業の貴賤**の認知が有意に高く、**わからない**という回答項目が有意に低くなっている。

このように、同和教育経験者の認知が有意に高いもののうち、両地域に共通して認められるものとそうでないものが認められる。このことは、地域を問わず同和教育を通じて一般的に流布されている差別理由があると共に、各地域における同和教育に質的な違いがあることを予測させる結果である。また、山川町の**わからない**という回答項目に関する結果から、同和教育は、個人の意識にある差別理由を具体化させることに影響をすると考えられる。

表４－１　【久留米市】部落差別の理由ごとの同和教育経験との相関

	ファイ係数	カイ２乗値	自由度	P　値
貧困	0.1856	2.6952	1	0.1006
秀吉の捕虜子孫	-0.4036	11.9834	1	0.0005
民族・人種の別	-0.3071	7.3225	1	0.0068
穢れ・タブーの侵犯	0.2080	2.4841	1	0.1150
職業の貴賤	0.1107	1.3512	1	0.2451
祖先の身分の別	0.8528	72.3917	1	0.0000
居住地の別	0.3919	10.3458	1	0.0013
一揆などの受刑者	0.7493	8.5891	1	0.0034
その他	0.2140	0.6686	1	0.4135
不明				

ファイ係数、カイ２乗値、自由度、Ｐ値は各回答項目ごとに単数回答形式に変換し求めた。

表４－２　【山川町】部落差別の理由ごとの同和教育経験との相関

		ファイ係数	カイ２乗値	自由度	Ｐ　値
	貧困	0.2637	1.3008	1	0.2541
	秀吉の捕虜子孫	0.4464	9.4739	1	0.0021
	民族・人種の別	-0.3324	3.7423	1	0.0531
	穢れ・タブーの侵犯	0.5402	3.4197	1	0.0644
	職業の貴賤	1.0466	48.939	1	0.0000
	祖先の身分の別	1.6878	75.0163	1	0.0000
	居住地の別	1.3944	38.9596	1	0.0000
	その他	1.6708	10.5273	1	0.0012
	わからない	-1.14646	1.6937	1	0.0000
	不明				

ファイ係数、カイ２乗値、自由度、Ｐ値は各回答項目ごとに単数回答形式に変換し求めた。

5.4　久留米市と山川町の、同和教育と個々の差別理由間の相関

さらに個々の差別理由間の相関を見ると、同時に認知されている確率が高い差別理由の組み合わせと、一方が認知されている場合他方が認知されてないという確率の高い差別理由の組み合わせが存在しているということ、またそれが同和教育経験者と未経験者の両方で確認できるものと一方のみで確認できるものがあることがわかった。経験者と未経験者それぞれ別に、項目間の関連についてクロス集計をおこない、ファイ係数、カイ２乗値、Ｐ値を求めた。このうち有意な相関を示した項目の組み合わせについてのみ、**表５**と**表６**に結果を記している。またそれを、経験者と未経験者で対比させて図にしたのが**図１**と**図２**である。図の左側に未経験者で相関が認められた差別理由の組み合わせを示し、右側に経験者で相関が認められた差別理由の組み合わせが記してある。それから実線で囲っているのが、同時に認知されている確率が高い差別理由の組み合わせで、点線で囲ってあるのが、一方が認知されている場合他方が認知されてないという確率の高い差別理由の組み合わせである。

図１の久留米市の場合、未経験者において負の相関が認められた(イ)**秀吉の捕虜子孫**と**職業の貴賤**、(ロ)**民族・人種の別**と**職業の貴賤**、(ハ)**民族・人種の別**と**祖先の身分の別**のうち、(イ)の相関が経験者で認められなくなっている。それに対し、未経験者では相関が認められなかった(ニ)**祖先の身分の別**と**貧困**の負の相関、(ホ)**秀吉の捕虜子孫**と**民族・人種の別**、(ヘ)**居住地の別**と**職業の貴賤**、(ト)**穢れ・タブーの侵犯**と**職業の貴賤**、および(チ)**穢れ・タブーの侵犯**と**一揆などの受刑者**の正の相関が、経験者で認められる。**図２**の山川町の場合、未経験者において正の相関が認められた(a)**居住地の別**と**祖先の身分の別**、(b)**居住地の別**と**貧困**、(c)**職業の貴賤**と**居住地の別**、および(d)**職業の貴賤**と**祖先の身分の別**、のうち、(a)と(b)の相関が経験者で認められなくなっている。それに対し、未経験者では相関が認められなかった(e)**穢れ・タブーの侵犯**と**祖先の身分の別**、および(f)**穢れ・タブーの侵犯**と**職業の貴賤**の正の相関と(g)**民**

族・人種の別と祖先の身分の別の負の相関が経験者において認められる。

同和教育を通じて、いくつかの差別理由を関連づけた認知が形成され、他方で、未経験者において差別理由が関連づけられていた認知のいくつかは解消されており、認知されている差別理由の偏り方に変化が生じていると考えられる結果である。また、経験者、未経験者のなかで

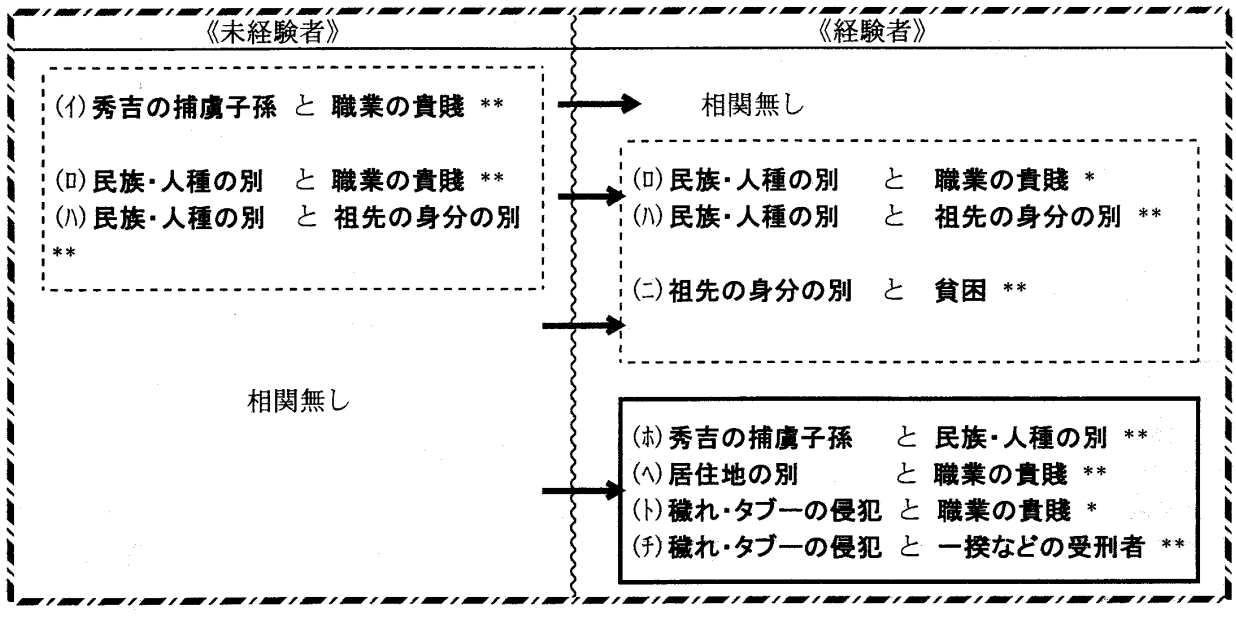

図1　久留米市における同和教育経験を通じての差別理由間の相関の変化

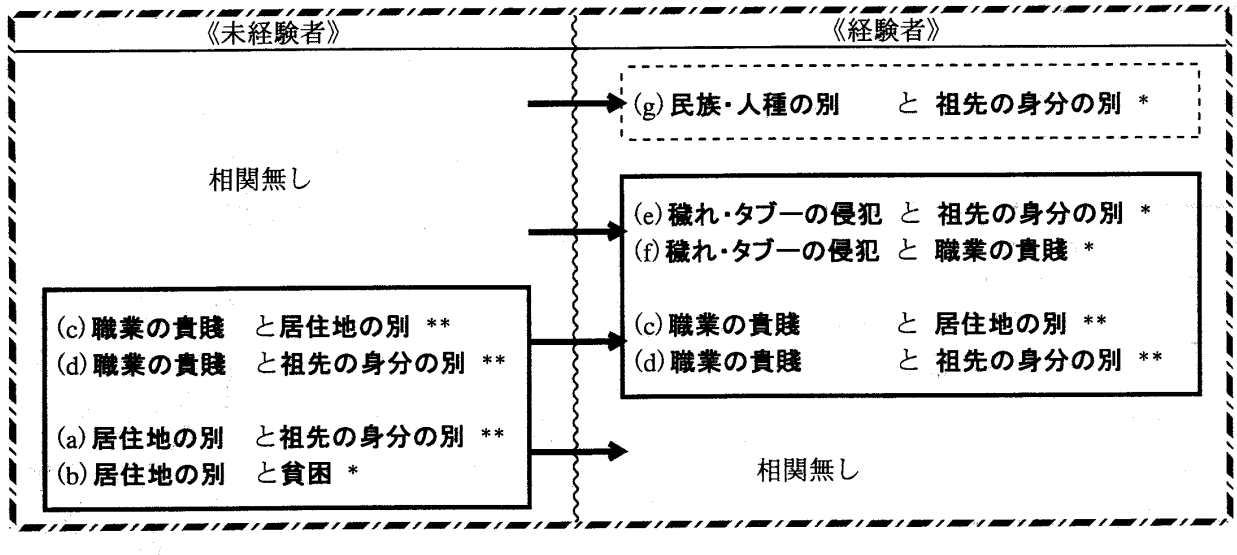

図2　山川町における同和教育経験を通じての差別理由どうしの相関の変化

図1，2いずれにおいても（** $p<0.001$　* $p<0.01$），また，

□ ――― 同時に認知されている確率が高い差別理由の組み合わせ

⬚ ――― 一方が認知されている場合他方が認知されてないという確率の高い差別理由の組み合わせ

表５　久留米市において，有意な相関が見られた，同和教育経験別に見た差別理由の組み合わせ

	経験者と比較して未経験者のほうが、負の相関が有意		未経験者、経験者いずれにおいても、負の相関が有意				未経験者と比較して経験者のほうが、負の相関が有意	
	秀吉の捕虜子孫 職業の貴賤　(イ)		民族・人種の別 職業の貴賤　(ロ)		民族・人種の別 祖先の身分の別 (ハ)		祖先の身分の別 貧困　(ニ)	
	未経験者	経験者	未経験者	経験者	未経験者	経験者	未経験者	経験者
上：ファイ係数	-0.6055	-0.1805	-0.6349	-0.4911	-0.8288	-0.8926	-0.1057	-0.7051
中：カイ２乗値	11.9192	1.3159	13.3565	10.6369	15.8600	32.0530	0.2925	24.8452
下：Ｐ値	0.0006	0.2513	0.0003	0.0011	0.0001	0.0000	0.5887	0.0000
	未経験者と比較して経験者のほうが正の相関が有意							
	秀吉の捕虜子孫 民族・人種の別 (ホ)		居住地の別 職業の貴賤　(ヘ)		穢れ・タブーの侵犯 職業の貴賤　(ト)		穢れ・タブーの侵犯 一揆などの受刑者(チ)	
	未経験者	経験者	未経験者	経験者	未経験者	経験者	未経験者	経験者
上：ファイ係数	0.1947	1.0315	0.4922	0.6489	0.2319	0.5277	0.6909	1.2852
中：カイ２乗値	0.9854	34.3719	5.5622	17.9317	1.1433	9.6376	1.7369	22.6741
下：Ｐ値	0.3209	0.0000	0.0184	0.0000	0.2850	0.0019	0.1875	0.0000

表６　山川町において，有意な相関が見られた，同和教育経験別に見た差別理由の組み合わせ

	経験者と比較して未経験者のほうが正の相関が有意				未経験者、経験者いずれにおいても、正の相関が有意			
	居住地の別 祖先の身分の別 (a)		居住地の別 貧困　(b)		職業の貴賤 居住地の別　(c)		職業の貴賤 祖先の身分の別 (d)	
	未経験者	経験者	未経験者	経験者	未経験者	経験者	未経験者	経験者
上：ファイ係数	1.8209	0.6179	1.3880	0.8825	1.6818	1.0677	2.0031	1.1097
中：カイ２乗値	16.4474	5.5232	8.0740	5.6298	19.4689	17.4188	35.7024	25.0442
下：Ｐ値	0.0001	0.0188	0.0045	0.0177	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
	未経験者と比較して経験者のほうが正の相関が有意				未経験者と比較して経験者のほうが負の相関が有意			
	祖先の身分の別 穢れ・タブーの侵犯(e)		穢れ・タブーの侵犯 職業の貴賤　(f)		祖先の身分の別 民族・人種の別 (g)			
	未経験者	経験者	未経験者	経験者	未経験者	経験者		
上：ファイ係数	0.7837	1.1790	0.9801	1.0548	-0.3207	-1.2199		
中：カイ２乗値	0.6341	8.8066	4.2900	7.0266	0.5018	8.4652		
下：Ｐ値	0.4258	0.0030	0.0383	0.0080	0.4787	0.0036		

も、差別理由を中心に、回答者が生きている「世間」をいくつかのグループに分類できる可能性を示唆するものとなっている。

6．むすびにかえて

以上見てきたように、「部落民だから…」という差別理由から一歩踏み込んだ、それ自身では部落差別の理由になりそうもない部落差別の理由が人々の生きる「世間」に備わっていること、またそれは一通りでなく多様性があることが確認できた。さらに、「世間」に備わっている部落差別の理由は１つとは限らず、複数の差別理由の備わった「世間」に生きている人々がいることも確認できた。調査対象地域の住民が聞いたことのある差別理由の集積からは、「世間」に備わっている部落差別の理由の多様性は無限の広がりをもっているというより、いくつかの差別理由を中心とした偏在性をもつものであることもわかった。そして、同和教育は、両地域に共通するいくつかの差別理由を中心に、さまざまな差別理由の認知を個人に促し、「世間」に備わる差別理由を多元化させ、また「世間」に備わる差別理由の組み合わせを変容させる働きがあると考えることのできる結果を得ることもできた。このことは調査をおこなったいずれの地域においても認められるものである。

こうした「世間」に備わる差別理由の多様性、偏在性、またその変化の過程が、「世間」に生きる個々人、特に部落の人々に対して、部落というレッテルとそこから一歩踏み込んだ差別理由との整合性、差別理由の妥当性を検討することを余儀なくさせているのではないかと考えられる。

本報告では、「世間」に備わる差別理由の変化について同和教育の影響を中心に見てきたわけだが、例えば、同和教育の未経験者に最も伝聞されている差別理由が、久留米市では**職業の貴賤**であり、山川町では**秀吉の捕虜子孫**であるというように質的な相異が認められる。こうした相異が認められる背景には今回充分に取り扱えなかった、目に見える集落としての部落すなわち同和地区の有無、あるいは、部落民が顕在化する部落解放運動の有無、といった影響が考えられる。各地域住民が生きている「世間」に備わっている差別理由の質的な違いには、地域がもっているそうした社会的歴史的背景の影響が考えられる。この点については今後の課題としたい。

注

1）同和問題学習機会として設定した「小学校」「中学校」「高校・大学など」「職場」「地域」の５項目のうち、

「学校」＝「小学校」「中学校」「高校・大学など」のみの、いずれかのうち１度以上学習経験が、ある、という回答をカウント。

「社会」=「職場」「地域」のみの、いずれかのうち１度以上学習経験が、ある、という回答をカウント。

「両方」=上記の「学校」および「社会」いずれにおいても、ある、という回答をカウント。

2）久留米市での調査は、久留米市が調査を企画し、久留米市および地域問題研究会（代表羽江忠彦）によって調査票が作成され、地域問題研究会が調査結果の集計分析を行い、『久留米市同和問題市民意識調査―報告書』(2000.3)としてまとめられている。

山川町での調査は、山川町、山川町教育委員会、および山川町同和教育研究協議会が調査を企画し、山川町同和問題町民意識調査実行委員会によって調査票が作成され、地域問題研究会（代表　羽江忠彦）が調査結果の集計分析を行い、『山川町同和問題町民意識調査―報告書』(2000.3)としてまとめられている。

3）【久留米市】の調査概要

調査対象地域／久留米市全域

調査対象者／久留米市に在住し、住民基本台帳（1998年12月１日現在）に記載された20歳以上の男女179,201人を母集団とし、無作為抽出法により抽出された3,532人（50.7人に１人の割合）

実査方法／郵送法

実査期間／1999年３月１日～３月１５日

回収結果／回収調査票2133票、回収率60.4%

／有効回答票2103票、有効回答率59.5%

【山川町】の調査概要

対象地域／山川町全域

対象者／山川町に在住し、住民基本台帳（1998年７月１日現在）に記載された20歳以上の男女4,720人を母集団とし、無作為抽出法により抽出された1,198人（４人に１人の割合）

実査方法／留置法

実査期間／1998年12月７日～12月15日

回収結果／回収調査票1096票、回収率91%

4）例えば、久留米市、山川町いずれの場合にも、部落差別はいけないこと、あるいはなくさなければならないことという意見が、調査対象者の84.4% をしめる(久留米市　2000：４、山川町　2000：63)。

参考文献

阿部謹也　1995『「世間」とは何か』講談社現代新書　講談社

倉石一郎　1996「三世代におけるアイデンティティと生き方」部落解放研究所編『地域の教育

改革と学力保障』解放出版社：145-164
西田芳正　1992「アイデンティティ・ポリティクスの中のアイデンティティ―被差別部落出身者の生活史調査を手掛かりに」『ソシオロジ』37(2)：3-19
野口道彦　1986「部落民」部落解放研究所編『部落問題辞典』解放出版社：793-794
2000『部落問題のパラダイム転換』明石書店
八木晃介　2000『「排除と包摂」の社会学的研究―差別問題における自我・アイデンティティ―』批評社
久留米市　2000.3『久留米市同和問題市民意識調査―報告書』
山川町　2000.3『山川町同和問題町民意識調査―報告書』

Diverse and Uneven Reasons of Prejudice against *the Buraku* and/or *the Burakumin*: Perspectives from *the Japanese Sense of Social World*

Genta Hanee

For burakumin and those who are working on buraku discrimination, it is the critical problem to find the characteristic reason of prejudice against the burakumin. We analyze the way several reasons of prejudice are manifested in the Japanese sense of "social world" or *seken*, a concept proposed by Kinya Abe. The "Social world" is recognized as a frame of reference for Japanese thinking. We take a critical stance against identity-politics theory and Michihiko Noguchi's definition of burakumin, and adopt Abe's conception. We performed social surveys in two local communities in the southern region of Fukuoka prefecture. Our specific findings reveal the following characteristics of : 1. reasons of prejudice within the "social world" are nothing peculiar to the burakumin ; 2. the various reasons of prejudice recognized in the "social world" ; 3. each "social world" does not necessarily share the same set of reasons of prejudice, and some reasons prevail in numerous "social worlds" whereas some reasons exist in only a few; and 4. diverse and uneven reasons of prejudice are contingent upon the historical and social contexts. Based on the quantitative analysis of the survey results, we propose the following hypothesis why the aforementioned problem remains unsolved. As the "social world" expands its range, the burakumin often face additional reasons of prejudice. Consequently they are impelled to question the consistency between the labeling as burakumin in general and reasons of prejudice unique to individual cases, and also to scrutinize the validity of these reasons.

key words: "social world", buraku discrimination, diverse and uneven reasons of prejudice